

議案第31号

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉法施行令の改正により区が児童相談所設置市となることに伴い虐待の禁止に係る規定の改正を行うとともに、会計年度任用職員制度の導入に伴い規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例

世田谷区子ども条例（平成13年12月世田谷区条例第64号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「を保護するため、」を「の命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、」に、「児童相談所や自主活動をしている団体」を「子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体など」に、「のための仕組みをつくるよう」を「に」に改める。

第15条第6項を削る。

第24条第3項中「第15条第6項と」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。